議第11号

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

特選館あじかを民間による運営とするため改正しようとする。

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第43号)の一部を次のよ うに改正する。

改 正 前 改 後 正 (名称及び位置) (名称及び位置)

りとする。

名称	位置	
飛驒民俗村の項~し	※驒民俗村の項~しぶきの湯遊湯館の項 (
略)		
四十八滝公園	高山市国府町宇津江3	
	235番地86	
特選館あじか	高山市国府町金桶64	
	番地1	
新穂高センターの項~平湯大滝公園の項 (
略)		

第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとお 第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとお りとする。

名称	位置	
飛驒民俗村の項~し	飛驒民俗村の項~しぶきの湯遊湯館の項 (
略)		
四十八滝公園	高山市国府町宇津江3	
	235番地86	
新穂高センターの項~平湯大滝公園の項 (
略)		

別表(第7条関係)

施設	区分	料金		
飛驒民俗村の部~しぶきの湯遊湯館の部				
(略)				
四十八	バンガロー等の項 (略)			
滝公園	持込料	テント1張り1日当た		
		り 2,610円		
特選館	農産物及び	販売価格の40%以内		
あじか	特産加工品	で規則で定める額		
新穂高駐車場の部~平湯大滝公園の部 (略				
)				

別表(第7条関係)

施設	区分	料金	
飛驒民俗村の部~しぶきの湯遊湯館の部			
(略)			
四十八	バンガロー等の項 (略)		
滝公園	持込料	テント1張り1日当た	
		り 2,610円	
新穂高駐車場の部~平湯大滝公園の部 (略			
)			

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。